

様式 2-1-1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度(第3期)
	中長期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣(法人全般の業務に関する評価) I-2「クレジット取得関連業務」について環境大臣と共同して実施		
法人所管部局	経済産業省産業技術環境局	担当課、責任者	技術振興・大学連携推進課長 山田 仁 環境ユニット地球環境連携室長 永澤 剛(クレジット取得関連業務)
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 須藤 治
主務大臣	環境大臣(I-2「クレジット取得関連業務」に関する評価)		
法人所管部局	環境省地球環境局	担当課、責任者	地球温暖化対策課市場メカニズム室長 土居 健太郎
評価点検部局	環境省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 牧谷 邦昭

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のユーザーに対するヒアリング(7社2大学) ○理事長ヒアリング(7/21) ○監事ヒアリング(7/9) ○国立研究開発法人審議会 NEDO 部会からの意見聴取(7/15) ○国立研究開発法人審議会総会からの意見聴取(7/27)

4. その他評価に関する重要事項

様式 2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	クレジット取得関連業務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第2項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	0527 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 0581 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定） 0582 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（電源開発促進勘定） 0213 認証排出削減量等取得委託費（一般会計）（経産省） 0454 認証排出削減量等取得委託費（エネルギー需給勘定）（経産省） 076 グリーン投資スキーム（GIS）プロジェクト管理事業（一般会計及びエネルギー需給勘定）（環境省）

2. 主要な経年データ									
① 主な参考指標情報					② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	基準値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
—	—								予算額（千円）
—	—								10,059,956 127,222
—	—								決算額（千円）
—	—								8,880,572 55,792
—	—								経常費用（千円）
—	—								9,201,567 55,792
—	—								経常利益（千円）
—	—								- -
—	—								行政サービス実施コスト（千円）
—	—								-268 -493
—	—								従事人員数
—	—								774 の 832 の 内数 内数

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

様式 2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

I クレジット取得関連業務

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸(評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価	
				主な業務実績等	自己評価	評価	B
					<自己評価> A	評価	B
<p>(2) クレジット取得関連業務</p> <p>NEDOは、引き続き、政策当局と緊密な連携の下、クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)・グリーン投資スキーム(GIS)プロジェクトによる京都メカニズムクレジットの取得業務に、最大限努力するものとする。</p>	<p>(2) クレジット取得関連業務</p> <p>クレジット取得関連業務は、京都議定書における我が国の目標達成に資するため、基準年総排出量比1.6%分の京都メカニズムクレジットの取得を、費用対効果を考慮しつつ確実にを行うことを目的として、経済産業省及び環境省(以下「政府」という。)が機構に委託したものである。</p> <p>第1期及び第2期中期目標期間中は、京都議定書目標達成計画等に基づき、クレジット取得契約の締結を行い、着実に政府への移転を進めてきた。</p> <p>第3期中期目標期間は、平成25年度が予算上の国庫債務負担行為の最終年度となることから、引き続き政府との緊密な連携の下、委託契約の履行に必要なクリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)・グリーン投資スキーム(GIS)によるクレジットの取得及び政府への確実な移転を行う。業務の実施にあたっては、以下に留意し、リスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮し、また、地球規模での温暖化防止及び途上国の持続可能な開発への支援を図ることに努める。</p>	<p>(2) クレジット取得関連業務</p> <p>クレジット取得関連業務の実施に当たっては、経済産業省及び環境省との緊密な連携の下、地球規模での温暖化防止という視点を踏まえつつ、適切に業務を推進する。</p>	<p>－</p>	<p>(2) クレジット取得関連業務</p> <p>クレジット取得については、地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援という視点を踏まえ、平成25年度までに9,749.3万トン-CO₂のクレジットを政府の管理口座へ移転。政府目標である約1億トン-CO₂の取得をほぼ達成し、第一約束期間の目標達成に貢献した。</p> <p>平成26年度以降は、移転されたクレジットを確実なものとするために、GISによって日本から支払った資金が、相手国において適切に環境プロジェクトに使われているかについての確認作業等を実施した。</p> <p>具体的には、契約相手方であるウクライナ環境投資庁及び環境・天然資源省からの報告の確認や協議等により、進捗管理を実施。この結果、平成26年度においては、日本技術活用型案件のうち、警察車両の燃費効率化事業(1,220台分)及び地下鉄車両の近代化事業(95両分)の完了を確認した。また、同国との環境プロジェクトを更に推進するため、平成27年3月に1年間の契約延長を行った(新たな契約期限は平成28年3月末)。</p>	<p><自己評価の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境対策の確実な実施と日本の環境技術の移転及び効率的な管理 ・ウクライナにおける日本技術活用型案件として、警察車両の燃費効率化事業(1220台分)、及び地下鉄車両の近代化事業(95両分)を完了。 ・ウクライナとの契約を1年延長し、平成27年度中に完了させる枠組みを構築。引き続き、ウクライナ環境・天然資源省からの報告の確認や協議等により、進捗管理を実施。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度が本事業の法律上の期限であるため、平成27年度中に環境プロジェクトを着実に推進すると共に、GIS資金の残余の資金がある場合には、日本政府の指示を仰ぎつつ、適切に対応する。 ●事業評価委員会による高評価 ・クレジット取得事業に関する公平性・透明性確保のため、5名の有識者からなる評価委員会(委員長:茅陽一東京大学名誉教授)を平成19年から毎年度開催。 ・平成24年12月末を以て第一約束期間が終了し、クレジットを予定通り全量取得したので、政府保有口座へ移転。これに伴い、平成26年3月7日に事後評価委員会を開催し、同年8月に事後評価書としてとりまとめ公表。 ・政府目標をほぼ達成していること、効率的な業務に努めていること及び、特にGISの実施の仕組みの構築や日本技術導入のための取組等について高い評価を得た。 <p>以上のような成果がでていることを勘案した結果、この項目の自己評価をAとした。</p>	<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度までに政府の取得目標1億トンのうち、約9,800万トン分の京都メカニズムクレジットを取得し、我が国の京都議定書第一約束期間の削減目標達成のために貢献。 ・平成26年度は、ウクライナ側との緊密な連携のもと、環境プロジェクトの実施について、適切な管理に努めたとともに、契約を1年延長し、プロジェクトの着実な実施及び27年度中の完了に向けた枠組みを構築したことを評価。 ・さらに、クレジット取得事業に関して法人内に設置された事後評価委員会において、GIS事業については先例のないなか大筋において削減とグリーンングの両立を確保したことと高い評価を得たこと等が事後評価報告書で報告されており、外部委員による高評価も本評定に勘案できるものと思料。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中であるウクライナにおけるGIS事業の契約期限内の完了に向け、引き続きウクライナ側と緊密な連携を取る必要がある。 	

<p>業務の実施に当たっては、費用対効果を考えつつ必要な量のクレジットを確実に取得するため、契約の相手先等を原則として公募するとともに、国際交渉上の観点や政策的な観点からプロジェクトの種類や契約相手について選択的な条件を付して取得することも検討することとする。また、原則として随時の応募受付と速やかな審査・採否の決定を行うとともに、審査において適正に評価する体制を構築し、クレジットの取得に伴うリスクの低減を図ることとする。なお、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底することとする。</p>	<p>(ア) 企画・公募段階 クレジット取得に係る契約の相手先となる事業者等（以下、「契約相手先」という。）の選定は原則公募とし、客観的な審査基準に基づき公正な審査を行うとともに、国際交渉上の観点や政策的な観点からプロジェクトの種類や契約相手について選択的な条件を付して取得することも検討する。また、契約相手先等が国際ルール等を踏まえて行った、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮について確認を行う。 クレジットの取得においては、個々のクレジット取得におけるリスクを厳正に評価し、取得事業全体としてのリスク低減を図る。</p>	<p>(ア) 企画・公募段階（記載事項なし）</p>	<p>－</p>	<p>(ア) 企画・公募段階（記載事項なし）</p>		
<p>効率的かつ効果的な業務管理・運営のため、クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応するとともに、個々のプロジェクトの進捗状況の把握、N E D O内の関係部門との連携等を行うこととする。</p>	<p>(イ) 業務実施段階 クレジット取得に係る契約の締結に際しては、費用対効果を考慮し、必要に応じて取得契約額の一部前払を行うこととし、この場合、原則前払額の保全措置を講じる。また、契約相手先からの進捗状況等に関する報告及び必要に応じた現地調査等を行うとともに、G I Sにおける早期のグリーンング完了を図るため、必要に応じて契約相手先と協議し、適切な指導を行って、契約が遵守されるよう管理する。 効率的かつ効果的な業務管理・運営のため、クレジット取得等業務を取り巻く環境の変化等を踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。</p>	<p>(イ) 業務実施段階 i) 契約相手先からの進捗状況に関する定期報告の提出及び随時の報告の聴取や必要に応じた現地調査等を行うことにより、プロジェクトの進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じて契約相手先と協議し、適切な指導を行い、当初の取得契約が遵守されるよう管理する。また、効率的にプロジェクト管理するための体制を構築する。 ii) クレジット取得等業務を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応する体制とするとともに、必要に応じた職員の能力向上、機構内の関係部門との連携を図り、適切に効率的かつ効果的な業務管理・運営を実施する。</p>	<p>－</p>	<p>(イ) 業務実施段階 i) 確実なデリバリー実施の観点から、G I S案件においては、グリーンングの進捗状況等について契約相手国からの定期報告や必要に応じて実施する現地調査（海外事務所の活用を含む）を通して把握、必要に応じて実施計画の見直しを指示する等、適切な指導を行った。 ii) G I Sによるグリーンング活動への支援の継続に伴い、欧州事務所との連携強化に引き続き注力した。今後の関連業務を取り巻く環境変化に対応するため、要員を適切に配置しつつ、人員体制の効率化を図るなど業務体制を整備した。</p>		
<p>また、外部の専門家・有識者による、クレジットの市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、その結果を基に必要な見直しを行うこととする。 なお、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量並びに毎年度の取得量及び取得コストの実績について、我が国が不利益を被ら</p>	<p>(ウ) 評価及びフィードバック・情報発信 当該業務は、京都議定書の目標達成という国際公約や、国民の関心の高い地球温暖化防止に直結しているため、外部有識者による取得事業全体の検証及び評価を毎年度実施し、その結果を事業に反映させる。</p>	<p>(ウ) 評価及びフィードバック・情報発信 i) クレジット取得関連業務が京都議定書の目標達成という国際公約に関係していることのみならず、国民の関心の高い地球温暖化防止に直結した業務であることを踏まえ、クレジット取得事業全体の検証及び評価を実施する。また、クレジット</p>	<p>－</p>	<p>(ウ) 評価及びフィードバック・情報発信 i) 平成26年3月に外部専門家・有識者によるクレジット取得事業に関する事後評価委員会を開催し、事後評価の結果を平成26年8月に事後評価書としてとりまとめ、公表した。 ii) クレジット取得業務は平成25年度で終了したため、平成26年度においてはクレジット取得結果の公表は行わなかった。</p>		

	<p>ないよう公表時期・内容について十分留意した上で、可能な限り公表することとする。</p>	<p>クレジットの取得状況に関する情報発信については、原則として、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量並びに取得コスト、及び毎年度の取得量の実績について、できる限り速やかに公表（注）する。ただし、クレジットの取得コストについては、我が国及び契約相手先がクレジット取得事業を実施するにあたって不利益を被らないものに限定する。</p> <p>注：我が国及び契約相手先が不利益を被らないよう公表時期・内容について十分留意しつつ実施する。</p>	<p>ト取得の状況や事業を取り巻く環境の変化などの情報収集・分析を行い、これらを踏まえて以降の事業実施に反映させる。さらに、制度の運用状況や改善点について精査し、政策当局への提言等を行う。</p> <p>ii) クレジットの取得状況に関する情報発信については、原則として、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量並びに毎年度の取得量及び取得コストの実績について、できる限り速やかに公表（注）する。ただし、公表するクレジットの取得コストについては、我が国がクレジット取得事業を実施するにあたって不利益を被らないものに限定する。</p> <p>(注)：我が国が不利益を被らないよう公表時期・内容について十分留意しつつ実施する。</p>				
--	------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--